

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

復帰対策（対内）（関係省庁会議）(1)―対策室設置、対策基本方針、対策要綱案―

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747

琉球政存案

復 帰 対 策 大 綱

昨年十一月の日米首脳会談の結果、一九七二年中に沖縄の施政権が返還されることについて日米両国政府間の基本的な合意が成立し、これを実施に移すため、現在日米琉三政府間で、復帰準備のための諸般の措置を講ずるために緊密な連絡協議を行なっているところである。

琉球政府は、この度の復帰決定を、沖縄の歴史を画する一大転機にあるものとしてこれを受け止め、県民の民意を尊重するとともに、沖縄の新しい地位と運命を開拓する起点とすべきものと考ええる。

この認識のうえに立脚して、将来に悔を残さない復帰対策を樹立して、復帰を円滑に実現し、二十数年にわたつて生じた本土との格差を速やかに是正して、平和で豊かな沖縄県の建設を期することを基本方針として、次の復帰対策を推進するものとする。

一 復 帰 準 備 施 策 の 概 要

復帰に備えて日米琉三政府の連絡協議のもとに講ずべき諸般の措置即ち、復帰準備施策について、その主な事項をあげると次のものがある。

(一) 日 琉 両 政 府 間 の 連 絡 協 議 に よ り 措 置 す べ き 事 項

1 沖縄県に設置される県政機関と、その運営の仕方

(例 示)

- (1) 各種法令の準備措置
 - (2) 組織機構（議決機関、執行機関等）定員等の準備措置
 - (3) 行政事務の遂行に必要な財産等に関する準備措置
- 沖縄県に設置される国の機関及び関係機関とその在り方
- (1) 県に通常置かれる機関
 - (2) 沖縄県に特に設置することを必要とする機関
 - (3) 公務員等の取扱い及び身分引継ぎ、事務、資産等の引継ぎ、その他
- 公社・公庫等の統合、系列化等の準備

(例示)

- (1) 給与、任用等の身分保障
- (2) 政府、市町村、公社・公団等の対応組織別の事務引継ぎ、系列化等

4 本土法の適用に伴う措置の準備

(例示)

- (1) 即時適用
- (2) 経過措置
- (3) 暫定措置
- (4) 特例措置
- (5) 特殊立法

5 許認可及び資格免許等の措置

(例示)

- (1) 琉球政府が行なつた各種許認可及び免許資格等に対する経過措

置、特例措置、暫定措置

6 格差是正と開発のための生活基盤、産業基盤の強化措置

(例示)

- ✓ (1) 長期経済計画の策定と推進
- (2) 社会保障制度の整備強化
- (3) 教育の充実向上と文化の振興
- (4) 復帰記念事業の推進

7 沖縄住民の対外的請求権の取扱い

(例示)

- (1) 復元補償
- (2) つぶれ地補償
- (3) 軍人軍属による損害補償
- (4) 漁業補償

8 企業労働等の対応策

(例示)

- (1) 既存特殊企業に関する対策
 - (2) 基地依存産業からの転換対策
 - (3) 特定産業の本土基準適用関係
 - ✓ (4) 間接雇用制への移行
- 9 土地問題の解決

(例示)

- ✓ (1) 軍用地契約移行準備
 - ✓ (2) 所有者不明土地に対する措置
 - ✓ (3) 非細分土地に対する措置
 - ✓ (4) 土地調査及び所有権の確定
- 10 市町村行財政の確立、強化

(例示)

- (1) 市町村合併の計画的、合理的施策の推進

- (2) 職員の質の向上と行財政基盤の整備強化

- 11 制度移行に伴う諸損害の対策

12 地位協定適用準備

(甲) 日本政府(琉政を含む)と米国民政府の交渉により措置すべき事項

- 1 返還協定に関する事項

(例示)

- (1) 平和条約第三条による米国の権利、利益の放棄
 - (2) 米国民政府及び軍人軍属等に対する請求権の存続
 - (3) 米国民資産の処理、引継ぎ、用地、施設の使用の引渡し
- (乙) (三公社等の沖縄県への無償譲渡)

- (4) 国県有財産の引継ぎ

- (5) 裁判の効力

- (6) 行政行為の効力

2 地位協定適用に関する事項

- ✓(1) 基地の統廃合
- (2) 米国の権利関係
- (3) 住民の権利関係
- ✓(4) 軍公害対策

3 返還時までに米政府の協力を必要とする準備措置

(例示)

- (1) 布令、布告等の廃止、修正
- (2) 米政府の行政措置の廃止、修正
- (3) 本土政府に対する琉球政府の国政相当事務の段階的移行措置
- (4) 米国民政府事務の国・県（琉政）への移行措置
- ✓(5) 間接雇用への移行
- (6) 通貨切換
- (7) 米国援助

以上が準備措置の主な事項であるが、その作業を推進するにあつ

ては、次の点に留意するものとする。

- (1) 準備措置事項を、復帰までの間に処理すべき施策、復帰に際し処理すべき施策、復帰後において講ずべき施策に区分整理し、それらの施策の進展の状況を常に把握すること。
- ✓(2) 復帰前に本土の制度に準じて整備しておくべき必要のある行政、財政、産業、経済、教育、社会保障等の諸制度及び公共施設等についてではできる限りの所要の措置を講ずること。
- ✓(3) 本土法令の適用に際し、沖縄の経済、社会の特殊性を考慮して暫定、特例措置等を講ずること。
- (4) 沖縄の復帰に際し、その経済、社会の開発発展をはかるための施策の推進に関する立法上、財政上の措置を講ずること。
- (5) 本土政府との人事交流の措置を講ずること。

一 復帰準備のすすめ方とその体制

(一) 復帰準備施策の策定及び推進

1 復帰準備施策は、局長会議の議を経て決定する。

2 復帰準備施策の策定、これに関する関係各局の意見の総括及び調整並びに施策の推進及びその実施に関する各局の事務の総合調整は復帰対策室（参事官室）で主管する。

(二) 復帰準備委員会に関する事項

復帰に関する日米両国政府の基本的施策調整並びに復帰準備のための原則及び指針の決定は日米協議委員会で行なわれ、沖縄現地でとられるべき復帰準備措置及びその実施についての計画に関する日米協議は準備委員会で行なわれ、琉球政府行政主席は顧問として同委員会に参加することになる。

復帰準備委員会における協議調整事項については、復帰対策室がこれを主管するものとする。

一 経済、社会の開発、発展をはかるための措置

本県は、過去二十五年の長期にわたる本土との断絶によつて社会資本をはじめあらゆる面で、本土との格差を生じており、これを是正し、かつ豊かな沖縄県を建設するには、國の責任と義務において、この開発が促進されるべきである。

この目標の達成には、これまでの基地依存の経済から自主的平和経済への移行を図り、長期的な視野に立つた経済、社会の開発発展を図るための総合計画を策定し、計画的、効率的にこれを推進することが必要である。

このためには

1 平和産業の育成振興を期するとともに、その特殊性を生かした長期経済開発計画の策定、推進と財政の確立を図る。

2 この基本的な計画に基づき資源の開発を行ない産業基盤、生活基盤の整備等、社会資本の拡充整備を図る。

- 3 また、新規産業の開発、既存産業の育成振興、社会福祉の充実、教育文化の振興等を図ることとする。
- 4 さらに、これらの諸施策を推進するために、経済、社会開発のための特別措置法を制定する。

教育委員任命制

琉球政府が了承

本土法適用認める

文部省との対立を回避

【那覇—広瀬記者三日発】沖縄の本土法適用問題が、琉球政府と文部省との対立を回避する方向で進展している。琉球政府は、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めた。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。

革新団体肩すかし食う

教育委員の任命制を本土法に適用することになり、革新団体の肩すかし食う。琉球政府は、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めた。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。

琉球政府は、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めた。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。

一方、教育委員会の革新団体は「自主権」を主張して、本土法を適用しないことを主張している。これは、革新団体が、本土法を適用しないことを主張していることである。これは、革新団体が、本土法を適用しないことを主張していることである。

琉球政府は、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めた。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。

そのための教育委員の任命制が、琉球政府に承認された。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。

琉球政府が本土法を適用することを認めた。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。

琉球政府は、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めた。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。これは、琉球政府が、本土法を適用するに際して、教育委員の任命制を本土法に適用することを認めたことである。

